

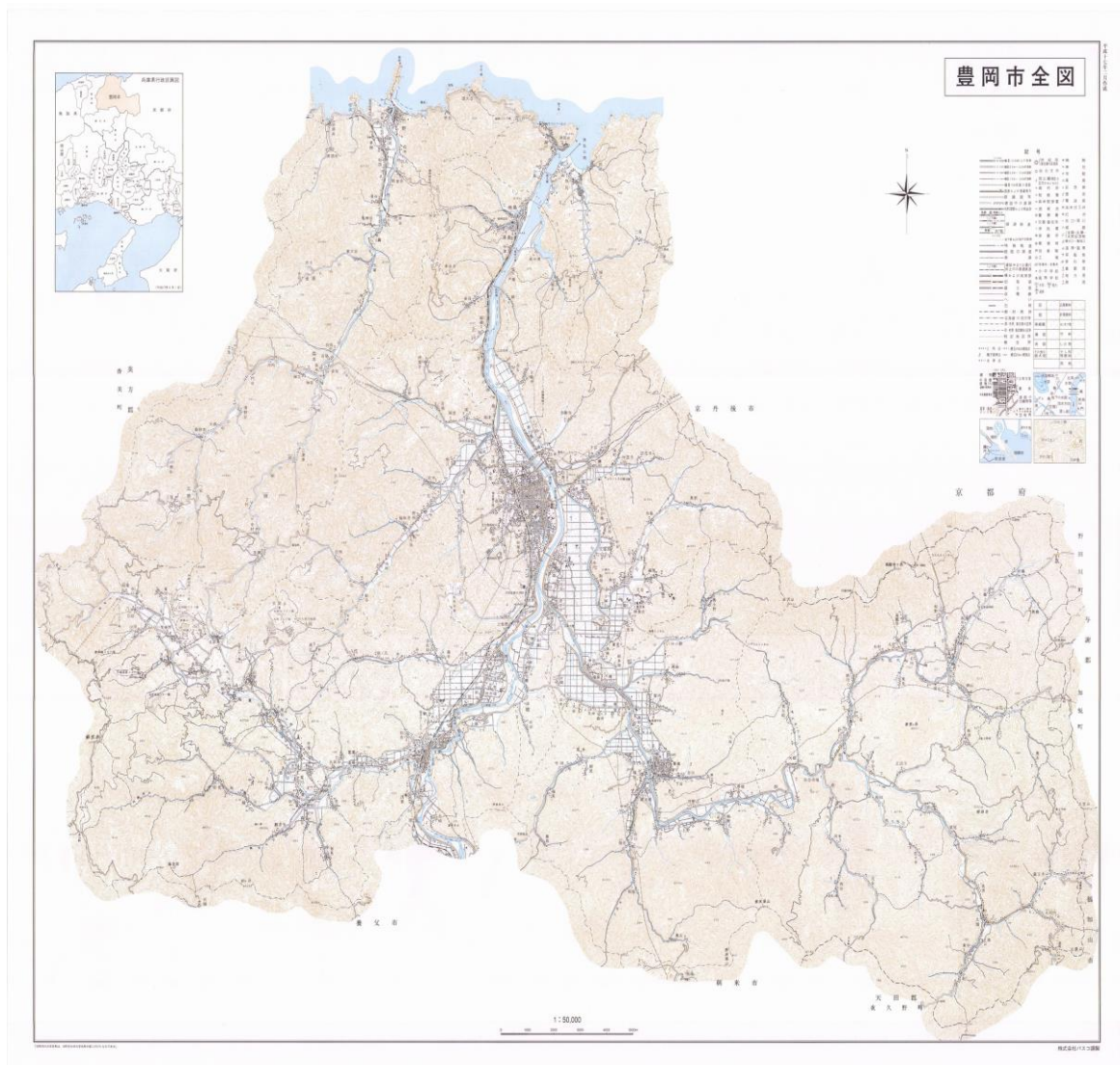
豊岡市森林整備計画

計 画 期 間
自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和17年 3 月31日

(令和 7 年 3 月 24 日 豊岡市告示 77 号)

豊 岡 市

豊岡市位置図



目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項-----	1
1	森林整備の現状と課題-----	1
2	森林整備の基本方針-----	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針 -----	2
II	森林の整備に関する事項-----	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）-----	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢 -----	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法 -----	2
3	その他必要な事項-----	4
第2	造林に関する事項-----	4
1	人工造林に関する事項-----	4
2	天然更新に関する事項-----	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 -----	8
4	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中 止又は造林をすべき旨の命令の基準 -----	8
5	その他必要な事項-----	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育 の基準-----	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 -----	9
2	保育の種類別の標準的な方法 -----	12
3	その他必要な事項-----	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 -----	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当 該区域内における施業の方法-----	14
3	その他必要な事項-----	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 -----	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 -----	15

2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
III	森林の保護に関する事項	23
第1	鳥獣害の防止に関する事項	23
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	23
2	その他必要な事項	24
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	24
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	24
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
IV	その他森林の整備のために必要な事項	26

1	森林経営計画の作成に関する事項 -----	26
2	生活環境の整備に関する事項 -----	29
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項 -----	29
4	森林の総合利用の推進に関する事項 -----	30
5	住民参加による森林の整備に関する事項 -----	31
6	その他必要な事項-----	32

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、兵庫県の北東部に位置し、北は日本海、東は京都府に接し、中央部には円山川が悠々と流れている。海岸部には山陰海岸国立公園、山岳部には氷ノ山後山那岐国定公園に指定され、多彩な四季を織りなす自然環境に恵まれている。

平成17年9月には、国指定の天然記念物・コウノトリが放鳥され、人里で野生復帰を目指す世界的にも例がない壮大な取り組みが着実に進んでいる。

まち全体が豊かな山々に囲まれており、市内の海岸、高原、円山川流域のエリアが「山陰海岸ジオパーク」として、ユネスコに加盟認定されている。

産業は、農林水産業、観光業などが盛んである。特に観光業では、全国的に有名な城崎温泉をはじめ、西日本屈指の神鍋スキー場、但馬の小京都・出石城下町などを有し、年間の観光客は400万人以上に上っている。また、地場産業としては、全国4大産地の一つである鞆や出石焼きなどの生産が行われている。

本市の総面積は69,755haで県全体の8.3%を占め、県内最大の面積を有する。総面積の79%を森林が占め、面積は55,273haにのぼる。森林面積の内、民有森林面積は54,513haであり、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は23,838haであり人工林率43.7%で県平均を上回っている。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、天然生の広葉樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっている。

昭和30～50年代に市域全体でスギ、ヒノキの人工造林が盛んに行われたことにより、齢級構成は、高齢級の割合が高く、搬出対象林分が多く存在している状況にある。

しかし、近年、木材価格の低迷や担い手不足等により森林施業離れが目立ち、森林は荒廃しつつあり、時として山林災害を引き起こす原因となっている。よって森林を適切に整備し災害を防ぎ、安定した水資源を確保することと、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用に向け、計画的な材の搬出・保育・間伐を推進し、併せて作業道等の路網整備を進め、森林の適正管理の推進と、より低コストでの木材搬出をすることが重要である。

令和元年度からは森林環境譲与税の譲与が始まり、令和4年度に策定した「豊岡市森林・林業ビジョン」に基づき、戦略的な森林整備及びその促進に関する事業を推進している。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の豊富なスギ・ヒノキの人工林資源を活用し、林業・木材産業を元気にする森づくりを目指す。また、その豊富な森林資源を活用し、市民が森林に触れる機会の創出や教育の推進、多様なステークホルダーとの連携を目指す。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源涵養、山地災害防止、保健文化または木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、本市内の森林を「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の4つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るとともに、路網整備を推進し、効率的な森林施業を適正な森林経営が行われるよう必要な支援をする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、県、市、森林所有者、森林組合及び林業事業体（以下、「林業事業体等」という。）の連携を密にし、森林施業の共同化、林業担い手の確保、林業機械化の促進、地域材の流通、加工体制の整備等を有機的関連のもとに計画的、総合的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は表Ⅱ－1のとおりである。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

表Ⅱ－1

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹
全 域	35年	40年	40年	45年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木地の伐採にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

また、伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね２０haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

○人工林の場合

- ① 皆伐は、１箇所あたりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。
- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 主伐の目安は表Ⅱ－２のとおりとする。

表Ⅱ－２

樹 種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立て方法	期待径級	
ス ギ	一般建築用材	中仕立て	３０cm	４０年
	一般建築用材	中仕立て	３２cm	６０年
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	２２cm	４５年
	一般建築用材	中仕立て	２６cm	６０年
マ ツ	一般材等	中仕立て	２０cm	４０年

○天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

○人工林（育成複層林）の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。
- ③ 林地生産力が低い森林や、山地災害等の危険の高い森林では、強度の間伐で下層植生の生育に適した相対照度とし、複層林施業の導入を図るものとする。

○天然林（育成複層林）の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

3 その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所用の保護樹林帯を設置することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表Ⅱ－3に示すとおりであるが、花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めるものとする。植栽に係る樹種については、スギは沢沿

いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表Ⅱ－３

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、クリ、トチ等	

（２） 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、表Ⅱ－４に示す本数を標準として決定する。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合、又は、コンテナ苗などを導入する場合には、林業普及指導員又は本市農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

表Ⅱ－４

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ	中仕立て	２，０００～４，０００	
	疎仕立て	１，０００～１，５００	
ヒノキ	中仕立て	２，０００～４，０００	
	疎仕立て	１，０００～１，５００	
マツ	中仕立て	２，０００～４，０００	

イ その他人工造林の方法

人工造林は、表Ⅱ－５に示す方法を基準として行うものとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

表Ⅱ－５：その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等については、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。植え付け方は丁寧とする。

植 栽 の 期 間	2 ～ 3 月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。
-----------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年とする。

また、シカの食害など野生動物による被害が顕著であるため、野生動物防護柵を設置するなど、適切な獣害対策を行い、確実な更新が図られるよう管理する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

特に近年、シカの食害など野生動物による被害が顕著であることから、伐採後速やかに野生動物防護柵等を設置するなど、適切な獣害対策を行い、確実な更新が図られる場合に限るものとする。

ただし、送配電線保守の伐採や、公共性の高い伐採についてはこの限りではない。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、表Ⅱ－6に示すものとする。

表Ⅱ－6：天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記のうちスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。ここで、更新すべき立木の本数は、表Ⅱ－7に示す期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3（立木度）を乗じたものとする。

表Ⅱ－７：天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種	10,000本／h a

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、表Ⅱ－８に示す方法を基準として行うものとする。

表Ⅱ－８：天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかき取ることとする。
鳥獣害対策	天然更新箇所の周囲またはパッチ状に高さ1.8m以上の樹脂ネット（ステンレス線や強化繊維混入）柵を設置することとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、自然条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を発揮するため、早期回復を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。また、天然更新が期待できない森林について、主伐後の適確な更新を確保することとして、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、表Ⅱ－9の通り定める。

表Ⅱ－9：植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
市内全域	ただし、病虫獣害などの発生状況、自然条件等を勘案して、適切な獣害対策の実施により天然更新が確保出来る地域を除く

4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第4項の規定に基づく伐採の

中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha（表Ⅱ－7と同じ）とする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林を実施する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他

間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育作業が適切な時期及び方法で実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、間伐率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとし、表Ⅱ－10に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表Ⅱ－１０

樹 種	施業体系		間伐時期（年）				間伐の方法	
	生 産 目 標	植栽本数 (ha 当 り)	初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	間伐率	選木基準
ス ギ	中径材 伐期 40 年	2,000 ～ 4,000 本 中仕立て	14	18	24	30	おおむね 20～ 30%	間伐率は枯損や除伐で 1,600～3,300 本（40 年伐 期）、1,500～3,100 本（60 年伐期）成立状態から間伐 を開始するものと仮定し 算出した。 初回は形質不良木から 順に選木することとする が、不良木のみでなく満遍 なく間伐を行うものとす る。 2 回目以降は、主伐時 まで残存すべき優れた形 質の木を選択し、それ以 外の木を適正な間隔をお いて選木する。
	中径材 伐期 60 年	2,000 ～ 4,000 本 中仕立て	20	27	34	40		

ヒノキ	柱 材 伐期 45 年	2,000 ～ 4,000 本 中仕立て	22	30	37	—	おおむね 20～ 30%	間伐率は枯損や除伐で 1,500～3,000 本成立状態 から間伐を開始するもの と仮定し算出した。初回は 形質不良木から順に選木 することとするが、不良木 のみでなく満遍なく間伐 を行うものとする。 2 回目以降は、主伐時ま で残存すべき優れた形質 の木を選択し、それ以外の 木を適正な間隔をおいて 選木する。
	中径材 伐期 60 年	2,000 ～ 4,000 本 中仕立て	22	30	37	45		

(注) 時期(林齢)及び間伐率は、地位や生産目標が異なることにより植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて、調整すること。

※標準伐期間未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、10 年ごととする。
標準伐期間以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、15 年ごととする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表Ⅱ－１１に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

表Ⅱ－１１

種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					保 育 の 方 法
		林齢 1	5	10	15	20	
下刈	スギ	①	⑧				植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は造林木の生長が最盛期となる直前とし、6～8月頃を目安とする。
	ヒノキ	①	⑩				
つる切り	スギ	①	⑧				下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ	①	⑩				
除伐	スギ			⑩	⑮		下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。 実施時期は、8～10月頃を目安とする。
	ヒノキ			⑩	⑮		
枝打	スギ			⑧	⑮		林冠が閉鎖し、林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病虫害の発生予防・材の完満度を高めるために行う。 実施時期は樹木の生長休止期とする。
	ヒノキ			⑨	⑳		

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、表Ⅱ－12に示す伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

表Ⅱ－12：森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹
全 域	45年	50年	50年	55年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵^{かん}（養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から②までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から②までに掲げる森林については、原則として長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から②までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、表Ⅱ－１３に示す伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき施業の方法ごとに別表２に定めるものとする。

表Ⅱ－１３：長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹
全 域	７０年	８０年	８０年	９０年	３０年

２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当

該区域内における施業の方法

（１） 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表１に定めるものとする。

（２） 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、人工林については、原則として、皆伐後に植栽による更新を行なうこととする。ただし、天然下種更新やぼう芽更新を計画する場合はこの限りではない。

３ その他必要な事項

１及び２のほか、必要に応じて、１に示す公益的機能別施業森林以外の本市が独自に設定する公益的機能別施業森林の整備等について必要な事項を記載する。

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当する森林において行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備を行う。

(2) その他

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、林業事業体等への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用し、森林経営の林業事業体等への委託を促進して、森林施業の集約化を図り、不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、適正な森林施業の確保による森林の整備に努めるものとし、森林所有者に対して施業の具体的な内容や収支見込み等を示す「森林施業プランナー」の育成を図り、提案型による集約化施業の推進を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図ることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法については、関係者間で錯誤が無いよう同意のうえ行うこと。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約内容について関係者間で確認を行うこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林所有者が自ら林業事業体等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法と整合性に留意する。

(2) 活用に当たっての考え方

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、林業事業体等が森林施業を集团的、計画的に受託し、施業の共同化を実施してきているが、今後も小規模森林所有者や不在村森林所有者等の森林における適正な森林施業を実施するため、市、林業事業体等、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集团的な作業量を確保し、作業路等基盤整備、高性能機械の導入を促進して経費の軽減を図り、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進する等、造林・保育及び間伐等の森林施業を林業事業体等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同で森林施業を行う者（以下「共同施業者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては林業事業体等への委託により実施する。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。

(3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。

- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表Ⅱ－14に記載する。

表Ⅱ－14

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系 作業システム	25～40	0～35	25～75
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	15～25	45～125	60～150
	架線系 作業システム	15～25	0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5～15	—	5～15

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を行うこととする。

表Ⅱ－１５

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長 及び箇所数)	(利用 区域 面積)	うち前 半5年 分	対図番 号	備考
開設	自動車道	林道	豊岡市	岩尾線	800	26			
開設	自動車道	林道	豊岡市	結高塩線	2,400	47			
開設	自動車道	林道	豊岡市	水滝線	200	5			
開設	自動車道	林道	豊岡市	須野谷銅山線	3,500	226			
開設	自動車道	林道	豊岡市	大滝線	2,000	170			
開設	自動車道	林道	豊岡市	下谷線	100	109			
開設	自動車道	林道	豊岡市	大月線	1,300	56			
開設	自動車道	林道	豊岡市	町分谷山線	1,450	20			
開設計				8路線	11,750	659			
拡張	自動車道	林道	豊岡市	三原・水口線	5箇所 1,800	510 510			改良 舗装
拡張	自動車道	林道	豊岡市	三川線	10箇所 2,000	936 936	○ ○		改良 舗装
拡張	自動車道	林道	豊岡市	妙見・蘇武線	15箇所 5,000	2,166 2,166	○ ○		改良 舗装
拡張	自動車道	林道	豊岡市	上村・米地線	10箇所 2,000	936 936	○ ○		改良 舗装
拡張	自動車道	林道	豊岡市	榎見線	3箇所	218			改良

拡張	自動車道	林道	豊岡市	河江頃垣線	10箇所 1,000	86 86			改良 舗装
拡張	自動車道	林道	豊岡市	三原奥山線	1箇所	105			改良
拡張	自動車道	林道	豊岡市	ワナミ線	1箇所	118			改良
拡張	自動車道	林道	豊岡市	奥野谷線	1箇所	55			改良
拡張	自動車道	林道	豊岡市	奥野谷線	1箇所 18	518 518			改良 舗装
拡張計				10路線 6路線	57箇所 11,818	5,648 5,152			改良 舗装

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（2） 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1） 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業従事者の養成、確保を進めていくには、市全体で、安定的な事業量の確保に努めるとともに、広域就労を行い、組織、経営基盤の強化を図っていく。

また、市、林業事業体等の連携を密にして、広域就労の場の提供による長期の安定雇用、社会保障の充実、福利厚生面の充実等により、労働条件の改善に

努め林業従事者の養成、確保を図る。

(2) 林業労働者、林業後継者の養成方策

ア 林業労働者の育成

林業事業体等の各種事業の受委託の拡大を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、市、林業事業体等が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介して行くこととする。

イ 林業後継者等の育成

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、森林組合、生産森林組合、林研グループ、林業者等を対象とし、各種講習会や先進地視察等を実施し、林業経営先進技術等の普及・調査・研究、情報交流の活動を行い、林業の普及啓発及び後継者の育成に今後も努めることとする。

また、将来を担う小・中学生に対し、林業教室を開催し、基礎的知識の習得・体験を通して、林業への理解を深めていくものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の担い手である林業事業体等においては、施業の共同化や施業実施協定の締結、施業委託希望者への斡旋など地域が一体となり、安定的事業量の確保に努めるほか、施業集約化により事業量の拡大を図ることとする。

また、就労者の高齢化が進むとともに、新規就労者の確保が難しい状況にあるため、就労の安定化、近代化という観点から、関係組織・関係者と連携を図りながら、地域おこし協力隊や女性、外国人などの受入れ、他産業との就労者融通や半林半Xの推進なども視野に、新規就労者の確保や通年雇用の促進、労務班員の労働安全の確保といった就労環境の改善など、林業就労者の安定確保に向けた取り組みを進めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の導入の促進方向

本市にある人工林資源は徐々に成熟期を迎えつつあるが、林業就労者の減少及び高齢化などから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには機械化の促進は必要不可欠である。

林業機械の導入にあたり、人力作業及び手持ち機械を中心とした作業体系から、地形傾斜や路網密度等に対応した高性能機械の導入を促進するとともに併せて機械オペレーターの養成や安全作業の徹底を目指した研修会等への積極的な参加を促していく。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標は表Ⅱ－１６のとおりとする。

表Ⅱ－１６：高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
緩傾斜地	伐 倒 造 材	・チェーンソー ・チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ	・チェーンソー、ハーベスタ ・チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ
	集 材	・フォワーダ、グラップル、林内作業車	・フォワーダ、グラップル（スーパーロングリーチグラップル、ウィンチ付きグラップルを含む）、スイングヤーダ
急傾斜地	伐 倒 造 材	・チェーンソー ・チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ	・チェーンソー、ハーベスタ ・チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ
	集 材	・ウィンチ付きグラップル、フォワーダ	・スイングヤーダ、集材機(グラップル付き集材機、油圧式集材機を含む)、タワーヤーダ、ウィンチ付きグラップル、ラジキャリ
造 林 保育等	地拵え 下刈り	・チェーンソー、刈払機 ・刈払機	・チェーンソー、刈払機 ・刈払機

(3) 林業機械化の推進方策

林業機械化の促進にあつては、施業集約化により事業量の安定的確保に努めるほか、高性能林業機械と作業路網を組み合わせた、効率的な作業システムの開発を進めることとし、オペレーターの養成については、県の実施する研修会等への積極的参加を推進することとする。

また、これと併せて、林業機械の導入及び効率的な利用の確保のため、施業の集約化による事業量の拡大及び確保に取り組むものとするほか、林業機械の導入に不可欠な林道、林業専用道、作業道による林内路網の整備を積極的に推進するものとし、奥地化した森林については、架線系の作業システムによる施業も必要である。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通に対する施策としては、市内の齢級配置から考えて、間伐を中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

今後の取り組みについては、生産者組織の育成および品質の向上を図り、地域ぐるみで、産地形成並びに集出荷体制の整備を推進し、生産振興を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画については表Ⅱ－１７による。

表Ⅱ－１７：林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参 考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製 材 所	吉井	1,100m ³					
製 材 所	江本	181.35m ³					
製 材 所	駄坂	1,100m ³					
製 材 所	日高町土居	2,100m ³					
製 材 所	日高町浅倉	2,050m ³					
製 材 所	日高町道場	2,800m ³					
製 材 所	日高町殿	12,600m ³					
製 材 所	日高町東河内	600m ³					
製 材 所	出石町町分	536m ²					
製 材 所	出石町寺坂	3,080m ²					
製 材 所	但東町中山	1,100m ³					
製 材 所	但東町中藤	800m ³					

III 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はシカとし、鳥獣害防止森林区域を別表 3 に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせて行うこととする。

また、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うこととする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯設置、幼齢木への忌避剤の塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをい

う。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	民有林全域	54, 513

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めるものとする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。

また、市は必要に応じて各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者等や森林所有者からの情報収集等を行うものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

① 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき策定する地区実施計画により、地域経済上重要な松林を防除区域、その周辺に位置する松林を周辺区域に指定し、これらの指定区域を対象に予防・駆除対策を効率的・効果的に実施し、被害のまん延を防止する。

また、環境に配慮した防除を推進するため、被害木のチップ化による駆除等により、農薬使用の軽減及び被害木の有効利用(破砕材のパルプ材等への利用)に努める。

表Ⅲ－1：対象松林概況と被害対策の実施方針

松林区分	松林区分毎の実施方針
【防除区域】 地区保全森林	木材資源として優良な松林又は松たけ山等地域経済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度公益機能森林から概ね10km以内かつ面積10ha以上)となって保全を図る松林を対象として区域を指定する。 特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。
【周辺区域】 地区被害拡大防止森林	地区保全森林周辺(概ね2km)にある松林を対象として区域を指定する。地区保全森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。

② ナラ枯れ被害対策

県下で被害が拡大しているナラ枯れについては、関係機関と連携して被害対策に努め、被害の拡大を防止し、森林の公益的機能の低下を防止する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、林業事業体等、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。

森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備をし、地域住民に対する防火対策のための普及啓発を行う。また、市の区域内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において火入れを行う場合は、「豊岡市森林等火入れに関する規則」に従い、市長へ届け出ることを徹底する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良を行う場合であり、火入れを行う前日までに、消防、地区消防分団長、隣接する所有者（自治会）に必ず通知、連絡を行うこととする。

なお、火入れの際に、気象条件により強風注意報、乾燥注意報または火災警報が発令された場合は、火入れを行わず、火入れした場合は速やかに消火すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

表Ⅲ－2：病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
—	—

(2) その他

該当なし。

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行うこととする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項
- (5) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号ロの規定に基づく区域について、別記区域一覧表のとおり定める。

【区域一覧表】

区域名	林班	区域面積 (ha)
豊岡中央区域	(豊岡林班) 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 11 2, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 13 1, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142	8, 419. 16
城崎・港区域	(豊岡林班) 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169 (城崎林班) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 1 4, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 2 5, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 3 6, 37, 38, 39	4, 935. 6
竹野区域	(竹野林班) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 1 4, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 2 5, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 3 6, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 4 7, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 5 8, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 6 9, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 8 0, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 9 1, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 1 02, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 11 1, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 12 0, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 12 9, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 13 8, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 14	9, 129. 39

区域名	林班	区域面積(ha)
	7, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157	
日高区域	(日高林班) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178	11,314.30
出石・豊岡南区域	(豊岡林班) 1, 2, 3, 4, 5, 6 (出石林班) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103	7,305.99

区域名	林班	区域面積 (ha)
但東区域	(但東林班) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231	13,431.8

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

公園周辺の森林については、公園施設とともに地域住民の憩いの場として利用されてきたが、近年、森林の公益的機能に対する関心が高まっていることから、今後は、地域住民等が森林整備に積極的に参画できるよう推進する。また、間伐などの体験活動を通じて森林環境教育等への森林利用を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした資源の活用や、都市との交流を森林を介して行い山村の

活性化を図るなど、多様な森林整備を推進する。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は表Ⅲ－４のとおりとする。

表Ⅲ－３ 森林の総合利用施設の整備計画

(豊岡地域)

施 設 の 種 類	現 状		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
なさ里山の森	岩井	202ha			▽1
大師山自然公園	引野	7ha			▽2
愛石山 (里山整備事業)	山本 ほか	25ha			▽3
三開山 (里山林再生事業)	大篠岡 ほか	65ha			▽4

(城崎地域)

施 設 の 種 類	現 状		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
来日山森林総合利 用施設	来日	林間キャンプ場 0.3ha			▽5

(竹野地域)

施 設 の 種 類	現 状		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
竹野南森林公園(教 育の森づくり事業)	森本	歩道・あずまや・ベ ンチ・看板等 8ha			▽6
羽入地区里山林	羽入	歩道・あずまや・ベ ンチ等 52.0ha			▽7

(日高地域)

施 設 の 種 類	現 状		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
湯の原オートキャ ンプ場	羽尻	0.45ha			▽8
里 山 林	栗栖野 ほか	25ha			▽9

里山林	上郷	32ha			
-----	----	------	--	--	---

(出石地域)

施設の種類	現 状		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
白糸の滝キャンプ場	袴狭	遊歩道 400m あずま屋 2棟 広場 2.6ha トイレ 1ヶ所			
奥山里山林「陽光の森」	奥山	遊歩道 0.16ha あずま屋 1棟 案内板 1基 道しるべ 4基			

(但東地域)

施設の種類	現 状		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
里山林整備事業	中山	全体面積 20ha 遊歩道 1,350m あずま屋 1棟			
郷路岳森林浴場	坂津	全体面積 50ha 展望台 1箇所			
里山林整備事業	坂野	全体面積 16ha 遊歩道 1,000m			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、小中学校等の教育団体による森林・林業教室の開催等積極的に活用するものとする。また、コウノトリ等多様な生きものを意識した森づくりなど、地域が主体的に行う活動に対して、必要に応じて、緑化事業等を活用し、支援に努めることとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。そこで本市においても、他の市町村から積極的に森林ボランティア等の活動状況や受け入れ情報を収集するとともに、本市からも森林ボランティア団体が継続して活動できる受け入れ情報を発信するなど、市民に情報提供していくこととする。

(3) その他

林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない状況から、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を目的に、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などへの取り組みに対し、支援を行うこととする。

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、林業事業体等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

(2) 市行造林の整備に関する事項

本市は現在人工林を中心に森林を管理しており、人工林については林業事業体等に保育、間伐等を委託し実施することとする。

(3) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該制限に従い施業を実施するものとする。

(4) その他

市内及び県内産人工林材（地域材）の付加価値向上と木材利用を図るため、公共施設や民間施設の木造化・木質化やTajima TAPOS®等の技術の活用に取り組むものとする。

【別表 1】

区 分	森林の区域(右列の数値は林小班)		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	豊岡	33-34, 37-43, 45-48, 52, 122-132, 135(イ), 137(ア), 144-147, 150-153, 156, 158, 160-162, 163(エ), 164(ウ), 166(ア)	31, 225
	城崎	1-20, 22	
	竹野	3(ウ-エ), 5, 7-8, 10(イ), 12, 14-16, 23, 25, 28, 30, 36, 40-41, 43, 45-99, 101-102, 104-106, 109-110, 115-116, 119, 121-125, 156	
	日高	2, 5-6, 15, 22-44, 47-48, 50-71, 74-83, 89-91, 97(イ), 101-131, 133-134, 152(ウ), 160-161, 165-169, 171-175	
	出石	8-9, 12-14, 17-26, 38(ア), 41-46, 51-53, 55-75, 77-78, 80-81, 84, 86-91, 95, 97-98	
	但東	4-15, 26-35, 41-46, 51-54, 57-62, 65-71, 77-86, 89-91, 93-104, 108-109, 112-114, 116-117, 119-126, 128, 130-133, 135-145, 147-152, 154-157, 159-161, 163-164, 167-168, 172-173, 175-178, 182-186, 191-194, 196-231	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	豊岡	4(ア-オ), 6(サ), 7(ア-ウ), 9(ア-イ), 10, 13(オ), 14(ア-イ), 15, 16(ア-イ), 17(エ), 18(ウ, ケ), 20(ケ), 21(ウ-エ), 22(イ-ウ), 26(エ), 30(ウ), 34(ウ), 42, 46(ア), 47, 48(キ), 56(イ), 57(ア-イ), 58(イ), 59-60, 67(ア-イ), 73(ア-イ), 74(ウ-ケ), 77(エ), 78, 80(イ-エ), 84, 86(エ-オ), 87(エ), 88(ア-ウ, ケ), 89(ア-イ, エ-カ), 90(ウ-エ), 92(ウ), 93(ア-エ), 94(イ), 95, 96(ア), 97(イ-エ), 98, 99(ウ-エ), 101(キ), 103(エ), 104, 106(ア-ウ), 107(ア, ウ-エ), 108(ア-ウ), 109, 110(ウ), 111(ア), 112-113, 115-116, 117(ア-エ), 118, 119(ア), 120(ア-エ), 121(イ-ウ), 122, 123(ウ), 124, 130, 131(ア-ウ), 132-133, 135(ア), 136, 137(イ), 138(イ, エ-カ), 139, 141(イ, エ), 143, 144(エ-サ), 145(ア-イ), 146(ア-イ, キ), 147, 148(カ), 149(イ), 151(カ), 154(ア), 155(エ), 156(イ-エ), 158(ア-イ, エ-キ), 160-161, 163(エ-オ), 164(ウ), 166(イ-エ), 169(オ-カ)	24, 148
	城崎	3-4, 6(イ-ウ), 7, 9, 12(イ-オ), 13(ア-イ), 14(ア-ウ), 15(イ-オ), 16(ウ-カ), 18(ア-イ, エ), 19(エ), 22(エ), 23(ア), 24(ア-エ), 26(イ-オ), 28(ア-イ), 30, 31(ウ), 34(ア), 35(ア-ウ, カ), 36(ア, ウ), 37(ウ-エ)	
	竹野	1, 3(ウ-エ), 4, 5(イ), 6-7, 8(ア), 9, 11-12, 13(ア, ウ), 15(イ), 17(ア-ウ), 18(ア), 21, 22(カ), 24(ア), 25(ケ), 28, 32(ア-ウ), 33(ア, ウ), 35, 38-39, 42(ウ), 45-46, 48(イ), 53(キ-ケ, サ, ヲ), 59(イ), 67(ア), 77(ア), 83(エ, カ-キ), 85(オ), 86-88, 90(エ-キ), 93(カ-キ), 94-95, 99(ア-ケ), 100(オ, ヲ-ト), 101(イ), 102(ウ), 103-104, 107(ウ, オ), 111(エ-ケ), 112(ア-エ), 113(サ-シ), 114(ア, エ), 119(イ), 120(ア), 123(ア-イ), 125(イ-ウ), 126, 127(エ), 128(ア), 129(ア), 131(ア, ウ-カ), 132-134, 135(ウ-カ), 136, 137(ア), 138(ウ-エ, カ-コ), 139-141, 142(ア), 144(イ), 145(ア-エ), 146, 147(カ-キ), 148(オ-キ), 149(エ-オ), 150, 153(オ)	
	日高	3(ア-ウ, オ), 5(ア-イ), 6(イ), 12, 13(ア), 14(ア-ウ), 17(ウ-カ), 20(オ), 21(ア-イ), 30(ア), 31(イ-ウ), 32(ア-イ), 41(ア), 42(ア), 45(ウ), 46(ア), 51, 52(ア), 54(ア), 55-56, 57(エ), 63, 66(ウ-エ), 70(ア-イ), 71, 72(ア), 73-74, 75(イ-ウ), 81-82, 83(ア-イ), 88(ア-イ), 89(イ), 91(イ), 92(ア-イ), 95(イ), 101(イ), 103(ア), 104, 115(ア), 116(イ-エ), 118(イ), 119(ア), 121(ア), 124, 128(イ-エ), 134(ア), 140(エ-オ), 141(キ), 145(エ-オ), 146(ア), 149(ア), 150(イ-ウ), 151, 152(ア), 154(エ), 162(イ-ウ), 170(ア), 172(ア-ウ, オ), 175(エ), 176(ア-ウ), 177(エ-オ), 178(ウ)	

区 分	森林の区域(右列の数値は林小班)		面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	出石	1-2, 3(ア-イ), 4, 5(イ-エ), 6-9, 10(ア-エ), 11, 12(ア, ウ-エ), 13-19, 20(イ-エ, カ-キ), 21(ア, エ-オ), 24, 25(ア-イ), 26(ア-イ, ク), 27(ア-エ, コ-サ), 28(ア-エ), 29(ア), 30(イ, エ-キ), 31, 32(ウ-カ), 33, 34(ア-ウ), 35-38, 39(ウ-カ), 40, 43(イ-ウ), 44(エ-カ), 47, 48(ウ-オ), 49-55, 60, 62(ウ-オ), 63(イ), 64-65, 68-69, 71(エ-オ), 72(ア), 73(ア-イ), 74-75, 77(ア-イ), 80-81, 82(ウ-エ), 83, 84(ア-ウ, カ), 85(ウ-エ), 86(イ-エ), 88, 89(イ-ウ), 93(ア-イ), 94, 99(ウ), 100(ア, エ-オ), 101, 103(ウ)	
	但東	1-2, 3(ア, ウ), 4(イ-ウ), 6(ア), 7-9, 10(イ-ウ), 15, 16(イ), 17(ア-イ), 18(ウ-エ), 19(ウ), 22(ウ, オ), 23(イ-エ), 25(ウ), 26(イ), 27-29, 30(イ-ウ), 31, 32(イ-エ), 33-35, 36(ア), 37(イ-ウ), 38(ウ-キ), 39-48, 49(ウ-エ), 50-54, 55(イ-ウ), 56, 58-64, 65(ウ), 66(エ), 67, 68(ア-エ), 69-75, 77(エ), 78, 80(ア), 83(ウ), 85(ア), 88, 89(ア), 90, 92(イ), 93(ア-エ), 94(ア-イ), 96, 97(ア-ウ), 98-103, 107(イ-ウ), 108, 109(ウ-オ, キ-ク), 111(ア, ウ), 112(ア), 113, 114(ア-イ), 116(イ-エ), 117(ア-エ), 118(イ-エ), 120(ア-エ), 121, 122(ア), 123(ア), 124, 125(ウ-オ), 126(エ), 132(ア-イ), 133(ア-オ), 136(ア-オ), 138, 140(ア-イ), 141(イ-ウ), 142, 143(ア-イ), 145-151, 152(イ), 154, 155(ア), 156(イ), 157(イ-ウ), 158, 159(ア-イ), 161, 163(ア-ウ), 164, 165(ウ-エ), 166(ア-イ, エ), 167(ウ-エ), 168, 169(ア-ウ), 170, 171(エ), 172(ア), 173, 177(ア), 178, 179(エ-カ), 180-182, 183(ア-ウ), 184-187, 189(ア-キ, ケ), 190-191, 192(ア-ウ), 193(ウ-エ), 194-198, 199(ア), 200, 201(イ), 202-203, 204(イ), 205(ア-イ), 206, 207(イ-ウ), 210(イ), 211(ア), 212, 213(イ-エ), 214-215, 216(ア, ウ), 217-218, 219(ア-イ), 220(イ-ウ), 221(ア-イ), 222(ア-イ), 223(ア-オ), 224-231	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	豊岡	1-2, 10-21, 25-26, 30, 32, 35, 39, 42, 45, 49-50, 55-57, 75-81, 85-94, 99-100, 102-118, 134, 139-150, 152-154, 156-159, 161	22, 058
	城崎	1-18, 21, 26, 28, 30-35, 38-39	
	竹野	1-8, 10(イ), 14-15, 23, 35, 47, 74-75, 77-78, 80, 86-87, 89, 113, 117, 137-138, 143, 149, 151-157	
	日高	11, 18, 33-94, 97-136, 142, 163-167, 178	
	出石	3-9, 27-64, 77-79, 83, 100-101, 103	
	但東	1-8, 17-18, 55-57, 65-72, 75-87, 172-173	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	豊岡	2, 4(ウ-オ), 5(ア, ウ), 6, 7(ア-カ), 19(ア-カ), 20, 22(ア-ウ, カ-キ), 23, 25-32, 33(ア, ウ), 34(ア), 35, 36(イ), 37(イ-ウ, オ-キ), 38, 39(ア-イ, カ), 40-42, 43(ウ), 44, 45(ア-カ), 47(ウ-オ), 48(ア-イ, カ-キ), 49-51, 52(イ-オ), 53-54, 55(ア-イ, オ-キ), 57-63, 64(ア), 65(ア, エ-カ), 66, 68(ア), 69(ウ-エ), 70, 72(ア-エ, キ), 73, 74(ア-オ, キ-ク), 76-79, 81, 83-85, 88(エ-ク), 89(イ-カ), 94-98, 101-102, 105(ア-イ, エ), 106, 107(イ-エ), 108-110, 111(イ-ウ), 112, 113(ア, ウ-オ), 115-116, 130(ア, エ), 144, 148(ア-オ), 155, 160(イ), 161-162, 163(ア), 164, 166-167	34, 674
	城崎	1(イ-ク), 2, 3(ア-イ), 6(イ-ウ), 7-9, 10(ア, ウ), 11-12, 13(ア-イ), 14(イ-ク), 15(ア-イ, エ-キ), 16-17, 18(ア-イ, エ-オ), 19-27, 28(ア-イ, エ-オ), 29-36, 37(ウ), 38(ア-エ), 39(キ-ク)	
	竹野	5(ア), 9(イ-ウ), 10-12, 14, 15(イ), 18, 20-21, 22(ア-イ, エ-ク), 23(イ), 24-25, 26(イ), 28-51, 52(ア-ウ, オ), 53(ア, ウ-キ, チ-ト), 54-58, 59(ア-イ, エ-カ), 60-68, 69(ア-エ, カ-ク), 70-75, 77-82, 83(イ-ト), 84-86, 88-89, 90(イ-オ, キ), 91-94, 95(オ-キ), 96(ア-ク), 97(ア-ケ), 98(イ-ウ), 99(ア-コ), 100-101, 102(ア-イ), 103-120, 121(ア-イ, エ), 122(ア), 123-131, 132(ア-イ, エ-オ), 133(ア), 134(ア-イ, エ-ク), 137-138, 140-142, 145, 146(ウ-エ), 147(キ), 148, 149(オ), 151(ア-ク), 152(ア-ケ, サ), 153(ウ, カ)	
	日高	3-4, 7, 8(ア-イ, オ), 9(ウ), 11-12, 14(ア-ウ), 16(イ-エ), 17(ア-ウ, カ), 18(ア-イ, オ), 20(ア-ウ), 21(ウ), 23, 24(ウ),	

区 分	森林の区域(右列の数値は林小班)		面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	日高	26(イ), 27(ア, ウ-エ), 28, 30(ウ-エ), 31(ア-イ), 32(ア, ウ-エ), 33(ア, ウ), 35(イ), 36-37, 38(ア), 43(イ-ウ), 44-50, 51(ア, ウ), 52, 53(イ), 54(ア-イ), 55, 56(ウ-エ), 58-59, 60(イ-ウ), 61(イ), 64(ア-ウ), 65-66, 70(エ), 71-74, 75(エ), 81, 82(ア, ウ), 83-88, 89(ア), 90(ア-イ), 91-93, 95(エ), 98(イ-オ), 99, 100(イ-エ), 101-104, 105(ウ), 106(イ), 107(イ), 108-109, 111, 112(オ), 113-118, 119(ア-イ), 121-125, 126(イ-ウ), 127-128, 130(ウ-エ), 131, 133, 143, 144(ア-イ, エ-カ), 145(ア-エ), 146(イ-エ), 148-150, 154, 165(エ), 176(ア-ウ, カ), 177(ア-イ, オ-カ), 178	
	出石	6(イ), 14, 17(ア-イ), 20(ア, ウ-キ), 21(ア-イ), 22(ア-ウ), 23-26, 30(ア-カ), 31(ア-ウ), 32(エ-カ), 33(ア-ウ), 35-37, 41, 42(ア-ウ), 45-51, 52(ア), 53-54, 56(イ-ウ), 61(ア-イ), 62(ア, ウ-カ), 63-66, 67(ア-イ, エ-カ), 68(イ-ウ), 71(ア), 72-76, 77(ア, ウ-エ), 78, 80-81, 83, 85(ウ), 86, 87(ア-イ, エ), 89-90, 93(ア-エ), 97-98, 99(ア-イ), 100(オ-カ), 101-102	
	但東	1-2, 3(ア-イ), 4, 5(ア-イ), 6, 7(ア-ウ), 8(ア, ウ), 9(ア, ウ-オ), 10-17, 18(エ-オ), 19, 20(イ), 22(ア-エ), 23, 24(イ), 26, 27(ア), 28(ア), 32(ア-ウ), 33, 34(イ), 35(ア-ウ), 36, 37(イ-エ), 38, 39(ア-ウ), 40(イ), 41, 42(ア, ウ-エ), 43-45, 46(ア-オ), 47-58, 59(ア), 60, 61(ア), 62-65, 66(ア-ウ), 67, 68(ア-イ, エ-ク), 69(ア-イ, オ-カ), 70, 71(イ), 72, 74-76, 77(ア, ウ-エ), 78(イ-ウ), 79-86, 88, 91(イ), 92-95, 96(エ-オ), 97-99, 101, 103, 104(ア-イ), 105, 106(イ-ウ), 107-108, 109(ア-カ), 110(イ), 112(イ), 113, 114(ア-イ), 115-116, 117(ア, エ-ク), 118, 121, 123(ア), 127(イ), 129(ア-イ), 132-133, 134(イ-ウ), 136(ア-エ), 137(ア), 138, 140-143, 144(ア), 145-151, 152(ア-イ), 153-160, 161(ア, ウ-エ), 163(ウ-エ), 164(ア-エ), 165-171, 173, 176(ア), 177-178, 179(ウ-エ, カ), 180(ア-エ), 181, 182(ア-イ), 183-188, 190-191, 192(ア-イ), 193-199, 200(イ-ウ), 201-213, 214(ウ), 215-221, 222(ア-イ, エ), 223-225, 226(ウ), 227-231	
特に効率的な施業が可能な森林		該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	別表 1 の「水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。ただし、同表「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を除く区域とする。	9, 247
長伐期施業を推進すべき森林	別表 1 の「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。	37, 379

ひょうご農林機構、森林整備センターの森林区域については、別表 1、2 の規定に関わらず、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。